

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	旭川市緑が丘地域活動センター	所在地	旭川市緑が丘東3条1丁目10番30号
設置目的	地域活動を支援するとともに、市民の交流及び協働を促進し、もって活力ある地域社会の形成及び地域主体のまちづくり実現に寄与する。		
規模	・敷地面積:5,565.38㎡ ・建築面積:1,635.76㎡ ・延床面積:1,562.31㎡(うち緑が丘地域活動センター1,022.01㎡) ※南消防署緑が丘出張所及び神楽・西神楽地域包括支援センターで構成する複合施設 ・構造:鉄骨造一部2階建木造平屋建 ・室名(多目的ホール, 中・小会議室, ミニキッチン併設するフリースペース, 図書スペースほか) ・その他施設内容(多用途トイレ, 授乳室, 物品庫など) ・専用駐車場:53台(うち身障者用駐車場3台)	設置年月日	令和元年11月1日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	一般社団法人旭川緑が丘スポーツクラブ	指定期間	令和元年11月1日から令和6年3月31日まで
指定管理業務の内容	(1)地域活動に関する情報の収集及び提供 (2)地域活動に参加する機会の提供 (3)その他市長が必要と認める事業-1	R元	4,400 千円 R2 11,659 千円 R3 11,400 千円 R4 9,773 千円 R5 9,014 千円

3 総合評価

施設所管部の評価 (1次評価)	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	【導入効果】 ①積極的な勧誘活動や利用者の要望に沿ったサービスの実施等によって、利用者から好評を得ており、利用者数についても、新型コロナウイルスの影響を受けた期間を除いては、増加傾向にある。 ②通常の指定管理業務以外にも、自主事業において利用団体の相互交流を図るなど、直営施設では成し得ない業務を行っている。 【課題】 効率的な施設運営を維持するためには、施設・設備の効果的な修繕・更新が必要となっている。
	今後の管理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 直営 理由 ①高いサービス水準が提供できており、利用者からの評判も上々であるため。 ②業務実施に当たり豊富な経験や専門的な技術を要することから、直営で同様のサービス水準を維持しようとした場合、相当な人員と人件費を必要とするため。
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募
	非公募の場合、その理由	緑が丘地域活動センターは、開設時(令和元年)より、周辺地域の住民組織を中心として組織されたスポーツクラブにより施設の管理運営が行われ、スポーツ活動を通じた地域の活性化や、地域主体のまちづくりへの貢献など、施設の設置目的を理解し、施設の効用を高める方針を維持していることから、引き続き旭川緑が丘スポーツクラブが運営することが適当と考えられるため、非公募とする。
	今後の改善点	
①施設利用者数を新型コロナウイルス発生前の水準まで回復させるためには、従来の利用者に加え、新たな利用者を掘り起こす必要がある。 ②施設・設備の維持管理により施設運営が妨げられないように、効果的な修繕・更新を行う必要がある。		
制度所管部等の評価 (2次評価)	適正に管理運営がなされているとともに、利用者目線でのサービス提供が行われており、地域住民の活動の拠点として、地域の活性化に貢献している。また、施設管理コストの縮減や、利用者増に向けた自主事業などの取組も積極的に実施されており、引き続き指定管理者による管理運営が適当である。 また現指定管理者である一般社団法人旭川緑が丘スポーツクラブについては、地域の住民組織から構成されており、地域主体のまちづくりに貢献していることから、当該団体が指定管理を行うことが望ましい。 ただし、住民収支について、毎年余剰金が発生していることから、適正な指定管理料の見直しに努めるとともに、利用料金制の利点を生かし、自主財源の確保に取り組むことが望まれる。	